

第 2 8 回農業委員会総会議事録

令和 2 年 4 月 7 日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

－ 議 事 日 程 －
1 議事録署名委員の指名
2 会 期 の 決 定
3 報 告
4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －
日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第105号から第108号)
日程第4 議事(議案第93号から第96号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (22人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	7 番	砂原 仁志
8 番	前田 進	9 番	石庭 文男
10 番	舟木 康眞	11 番	帯刀 眞理子
12 番	土合 正夫	13 番	山本 克伸
14 番	森 敏朗	15 番	進藤 久司
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
20 番	樋上 豊	21 番	明石 茂
22 番	堀 正	23 番	水上 幸雄
24 番	齊藤 高志	25 番	大垣 秀雄

欠 席 委 員

6 番	城石 美枝子	16 番	宮下 勉
19 番	佐伯 瑞穂		

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 105 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 106 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 107 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 108 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

- 第 4 議案第 93 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 95 号 下限面積の設定について
議案第 96 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	福井 有希夫	副主幹	安元 啓二
主査	青木 克憲	主査	吉田 大樹

射水市農林水産課

主任	矢野 由香里
----	--------

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 28 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議事録署名委員の指名 －

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「17 番 村上委員」「18 番 山谷委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。
以上で日程第 2 を終わります。

－ 報 告 －

議長（舟木会長）

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

－ （報告第 1 0 5 号の説明） －

議長（舟木会長）

報告第 1 0 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件についてご了知をお願いします。

－ （報告第 1 0 6 号の説明） －

議長（舟木会長）

次に報告第１０６号農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件を農業委員会会長専決規程第２条第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第１０７号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第１０７号農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。各案件を農業委員会会長専決規程第２条第２号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第１０８号の説明）－

議長（舟木会長）

次に報告第 108 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松山委員

同じ地番で孫番に K1、K2 とあるのは何か。

事務局(青木)

固定資産税の課税のために仮に分筆をしているものである。今回の場合は新幹線の一時転用があったため分けていたものである。仮地番で利用権の設定をしていたため、解約も仮地番で行っている。

永森委員

6～8 番は生前贈与のための解約と説明があったが、「解約の理由及び条件」の欄には農地売買のためと記載してある。どちらが正しいのか。

事務局(青木)

今後、農地売買を予定しており、その際に 5 反要件を満たすための解約である。

議長(舟木会長)

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件についてご料地をお願いいたします。

議長(舟木会長)

次に日程第 4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第 93 号説明・表決) —

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第 93 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の6ページをご覧ください。
今回は3件ございます。

【議案第93号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第93号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第93号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— (議案第94号説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第94号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書7ページの議案第94号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第94号を議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

議案第 9 4 号の 1 番について、有沢委員から説明をお願いします。

有沢委員

議案第 9 4 号の 1 番について説明します。

申請人は〇〇市内のアパートに暮らしています。

親の面倒を見るため、住宅建築の候補地を検討したところ、実家に近い祖母が所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

議案第 9 4 号の 2 番について、村上委員から説明をお願いします。

村上委員

議案第 9 4 号の 2 番について説明します。

申請人は〇〇市内の農事組合法人です。

現在、法人としての農機具格納庫は所有しておらず、トラクターなどの保有機械は組合員の納屋などを借りて保管しております。

しかし、農機具の共同化・大型機械の導入に伴い、老朽化した各々の納屋では狭く大変苦慮しております。また、機械の点在による作業効率の低下を改善し、農作業の合理化及び農業機械の管理を図るため、新たに当法人の農機具格納庫が必要となりました。

そこで営農組合で候補地を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾も得られたため、申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようですから、これにて質疑を終結いたします。

議案第 9 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第94号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第95号説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第95号 下限面積の設定について議題としてお諮りします。
本議案に対する概要説明を事務局から求めます。

事務局(青木)

【議案第95号を議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第95号 下限面積の設定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第95号 下限面積の設定については、原案のとおりとすることに可決されました。

— (議案第96号説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第96号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

土合委員

〇〇地内の案件は借賃が０円になっているが、最初の数年は０円で、その後有料になるのではなかったか。

事務局（矢野）

借賃は０円としか聞いていない。借賃は毎年見直すので、その時に変更してもらえればよい。

松山委員

標準賃借料の見直しはいつあるのか。

事務局（青木）

標準賃借料は３年に一度見直している。令和３年に見直す予定である。

議長（舟木会長）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第９６号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。
よって、議案第９６号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第 28 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 3 分

その他協議・報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 5 月 8 日（金）午後 2 時から
- ・会 場 大島分庁舎大会議室

配布資料について

- ・令和元年度富山県農業委員会研修会資料
（ 3 月 9 日開催中止の研修会資料）
- ・農業委員会活動記録セット（活動記録簿）
- ・アグリとやま第 120 号
- ・のうねん 3 月号

第二十八回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和二年四月九日
至 令和二年四月三十日